

論文の内容の要旨

論文題目 国際経済協定の遵守確保と紛争処理：
WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界

氏 名 福永 有夏

本論文は、WTO（世界貿易機関）紛争処理制度と投資仲裁制度を題材に、紛争処理を通じた国際経済協定の遵守確保について実証的に論ずる。本論文の目的は、以下の二つの主題に答えることにある。すなわち第一の主題は、WTO紛争処理制度や投資仲裁制度の手続的特徴が、貿易や投資に関する国際経済協定の遵守確保にどのように、またどの程度貢献しているのか、である。第二の主題は、WTO紛争処理制度や投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間で緊張を生じているのか、仮に緊張を生じているならばそれをいかに克服あるいは回避し得るか、である。今日、経済活動は国境を越えてグローバルに展開し世界に富をもたらしているが、その原動力となってきたのが国際経済協定である。とりわけ貿易及び投資に関する国際経済協定は、締約国の広範な活動について、詳細な規則を定めることに成功している。そうした貿易及び投資に関する国際経済協定の遵守確保に大きな貢献をしてきたのが、国際経済紛争処理制度である。

国際経済紛争処理制度は、国際経済紛争の解決を目指して紛争に働きかけを行う国際法上の制度である。近年締結される国際経済協定には、その協定の適合性に関する紛争を処

理するための独自の紛争処理制度が設けられることが多い。国際経済紛争処理制度は、制度に付託された個別具体的な紛争の解決を主要な目的としているが、同時に、国際経済協定の遵守確保をも実現することがある。中でも裁判的な性質を有する国際経済紛争処理制度においては、独立かつ公平な第三者によって国際経済協定の違反の有無が認定され、違反が認定された場合には違反を是正又は救済することが違反国に義務付けられることで、国際経済協定の遵守確保が図られている。

WTO紛争処理制度と投資仲裁制度は、裁判的な性質を有する国際経済紛争処理制度と

して最も大きな成果を上げてきた制度である。とりわけWTO紛争処理制度は、WTO協定に係る紛争を、協定違反を解消することによって解決することを目指しており、WTO協定の遵守の実現に重要な役割を果たしている。また投資仲裁制度も、裁判的な手続によって国際投資規則の有無を認定し、違反が認められる場合にはその救済を義務付けることで、国際投資規則違反を一定程度抑制していると考えられる。

以上を踏まえて、本論文は、第一の主題として、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手続的特徴が、貿易や投資に関する国際経済協定の遵守確保にどのように、またどの程度貢献しているのかを論ずる。

WTO紛争処理制度や投資仲裁制度は、他方で、様々な批判にも曝されるようになっていく。そうした批判の中でも本論文が特に注目するのは、両制度による国際経済協定の遵守確保が帰結し得る次の二つの緊張に係る批判である。

一つめの緊張は、国際経済協定と経済以外の分野の国際法規則との間の緊張である。国際経済協定は、その規律の対象を拡大させ内容を精緻化させた結果、非経済分野の国際法規則と規律対象が重複したり、さらには規律内容が抵触したりする場合があるとされる。そして、国際経済協定が国際経済紛争処理制度による精力的な遵守確保に成功している一方で、非経済分野の国際法規則はより柔軟で非強制的な遵守確保手段を志向しているため、国際経済協定と非経済分野の国際法規則との間に抵触がある場合には、前者の遵守が後者を排除する形で実現される可能性がある。一つめの緊張に係る批判は、国際経済協定と非経済分野の国際法規則との間に存在するとされる抵触が、国際経済紛争処理の過程で顕在化し、非経済分野の国際法規則の実現を妨げる形で調整されることを問題としている。

二つめの緊張は、国際経済協定と国内法秩序との間の緊張である。国際経済協定は、規律の対象の拡大と内容の精緻化によって、各国の国内法令に様々な制約を及ぼすようになっている。国家の法令やその適用の国際経済協定違反をめぐる紛争が国際経済紛争処理制度に付託され、当該法令やその適用の国際経済協定違反が認定される時、国家は当該法令やその適用を是正したり、違反に対して救済を与えることを求められる。国際経済紛争処理制度によって国内法令やその適用の是正を求められた国家は、当該法令の背景にある国内の民意や政策目的を実現できなくなるかもしれない。二つめの緊張に係る批判は、国際経済協定が国内法令に課している様々な制約が、国際経済紛争処理の過程で顕在化し、国内法令の背景にある民意や政策目的の実現を妨げる形で国際経済協定が実現されることを問題としている。

以上のような批判を踏まえ、本論文は、第二の主題として、WTO紛争処理制度や投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保が、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との間

3

で実際に緊張を生じているのか、仮に緊張を生じているならばそれをいかに克服あるいは回避し得るかを論ずる。

本論文は序章、第一部、第二部、終章から構成される。

序章は、上述した本論文の問題意識を明らかにするとともに、二つの主題に答える前提として、貿易及び投資に関する国際経済協定が、第二次世界大戦後、規律の対象を拡大し内容を精緻化してきたことを論ずる。

第一部では、第二部で論ずるWTO紛争処理制度と投資仲裁制度による国際経済協定の遵守確保という問題を、国際法学のより一般的な議論の文脈に位置付けるために、国際法の遵守や国際社会の法制度化について一般的に論ずる。

第一部第一章は、国家がおおむね自発的に国際法を遵守していることを前提としつつ、国家がなぜ自発的に国際法を遵守するかについてのこれまでの学説を分析し、国家は、国際法規則が国家の利益や規範意識に合致するよう形成され解釈及び適用される時、その国際法規則を自発的に遵守すると論ずる。特に規範意識については、ある国際法規則が正統とみなされる過程で形成され解釈及び適用される時、あるいは国際法規則が妥当とみなされる結果をもたらす時、国家はその規則を守らなければならないものとして認識すると論ずる。

第一部第二章は、国際社会の法制度化が進み、国際法規則の遵守確保のための国際制度が多数現れていることに注目する。中でも紛争処理については、伝統的に分権的に行われてきた紛争処理が法制度化された結果、実効的な紛争解決のみならず国際法規則の遵守確保も実現されるようになってきていると論ずる。第二章はまた、国際紛争処理制度が特に国際経済協定の遵守確保において重要な意義を有していると指摘したうえで、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度の手続の流れと利用状況を概観する。

第一部第三章は、第一部を総括するとともに、第二部への導入を行う。

第二部では、二つの主題に答えるため、WTO紛争処理制度と投資仲裁制度による紛争処理を実証的に分析する。

第二部第一章は、紛争処理手続に関与する主体について、当事者、審理者、関心者の三つに分けて論ずる。当事者は、紛争処理手続において事実関係や国際経済協定の解釈及び適用についての主張を展開し、自らの権利や利益を実現しようとする者で、紛争処理手続進行の中心的な存在となる。審理者は、国際経済協定を解釈及び適用して当事者の主張を審理し、国際経済協定との適合性について結論を下す者である。関心者は、国際経済紛争処理制度が審理の対象としている紛争に直接の権利又は義務を有するわけではないが、そのような紛争に実質的な関心を有し、紛争処理手続への参加を求める者である。

第二部第二章は、審理の対象と方法について論ずる。審理の対象は、通常、紛争当事者によって決定されるが、紛争当事者の明示的な意思にかかわらず、紛争を解決するという制度の目的に照らし、審理の対象が拡大又は縮小される場合もある。また、審理の方法は、審理者が被申立国／被申立人の措置の国際経済協定との適合性を判断する方法で、事実認

4

定や国際経済協定の解釈に係る問題のほか、非経済分野の国際法規則の適用可能性に関する問題を含む。このほか、上訴機関やそれに類似する機関による審理の方法についても論

ずる。

第二部第三章は、救済の内容と実施確保について論ずる。WTO紛争処理制度や投資仲裁制度において、被申立国／被申立人の措置が国際経済協定に違反していると認定される時、被申立国／被申立人は、申立国／申立人に対する救済措置として、違反を是正することや補償又は損害賠償を支払うことなどを求められる。また、被申立国／被申立人が制度の求めに応じて救済措置を実施するよう確保するための仕組みについても論ずる。

以上のように、第二部は、WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度における主体、審理の対象及び方法、救済の内容と実施確保のそれぞれについて実証分析を行うことで、制度の手的特徴を明らかにし、本論文の二つの主題に答える。

終章では、本論文で得られた結論を総括する。第一の主題について、国際経済紛争処理制度は、紛争処理を通じて国際経済協定の遵守確保に多大な貢献をしているものの、制度が個別具体的な紛争の解決を目的としていることや、協定違反の是正が違反国の自発的意思に委ねられていることなどから、その遵守確保機能には限界もあると結論する。第二の主題については、国際経済紛争処理制度は、非経済分野の国際法規則を考慮に入れて国際経済協定を解釈及び適用したり、被申立国／被申立人の国内措置に対して謙抑的な審理を行ったりするなどにより、非経済分野の国際法規則や国内法秩序との緊張を概ね回避していると結論する。—